



## 広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和 6 年 4 月 26 日

広島県監査委員	沖 井 純
同	山 下 智 之
同	奥 兆 生
同	三 田 利江子

### 第 1 監査の請求

1 請求人  
略

2 請求書の提出日  
令和 6 年 3 月 15 日

#### 3 請求の要旨

請求人から令和 6 年 3 月 15 日に提出された広島県職員措置請求書及び同月 27 日付け補正書の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

##### (1) 講ずべき措置

令和 6 年 1 月 26 日に福山市にあるホロコースト記念館（以下「記念館」という。）で行われた「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」追悼記念式典（以下「記念式典」という。）への県関係者の出席について、県費から支給した交通費等の返還を求める。今後、記念式典への出席をやめるべきである。

##### (2) 記念式典出席の違法性・不当性について

ア いわゆる「ホロコースト」は、ヨーロッパの問題であって、我が国には全く関係ない。

イ 「平等原則」違反について

国は法人であると考えられ、憲法第 14 条第 1 項は法人にも適用される。同条項の趣旨は特段の事情が認められない限り、外国人に対しても類推適用される（最高裁昭和 39 年 11 月 18 日大法廷判決。刑集第 18 卷 9 号 579 頁）ことから、「平等原則」として国家

間にも類推適用される。

ナチスの虐殺が許されない行為なら、共産主義国家による場合（スターリンの粛清等）も当然許されない行為である。敗戦国の虐殺は非難するが、戦勝国の虐殺には何も言わないのは「平等原則」違反であり、違法かつ不当である。仮に違憲とまではいなくても、戦勝国の犯罪には何も言わないのは不当である。

#### ウ 思想及び良心の自由、信教の自由について

憲法第 19 条により思想及び良心の自由が保障されており、共産主義団体もわが国には存在する。共産主義思想を持つのが思想及び良心の自由なら、ナチス思想を持つのも思想及び良心の自由であり、多様性の一つである。その思想が危険思想だったとしても、内心に留まる限りは自由である。

記念式典に県費を費消するのは、ナチス思想を持つ一部の県民の思想及び良心の自由を侵害するものであり、違憲である。

知事らが特定の思想行事にプライベートで自費で出席するのは自由であるが、反ナチス活動ないしユダヤ人追悼法要に公費を投入するのは、靖国神社公式参拝と同じで憲法第 20 条違反が成立する余地があり、この点でも違憲かつ不当である。

#### エ 行政の政治的中立について

憲法第 15 条第 2 項により行政の政治的中立が定められているが、現在、ユダヤ人がパレスチナ人の虐殺を行っている時期に記念式典を実施するのは、ユダヤ人によるパレスチナ人へのジェノサイドを隠ぺいするものである。また、この記念式典に県が出席した根拠自体が不明瞭であるほか、そもそも記念館の設置趣旨が不明瞭であることから、記念式典への出席は行政の政治的中立を侵すものである。

### 4 請求の要件審査等

#### (1) 広島県職員措置請求書の補正について

令和 6 年 3 月 15 日に提出された広島県職員措置請求書の内容に不備が認められたため、同月 26 日付け広監委第 262 号により補正を求めた。

請求人は、同月 27 日付けで補正書を提出した。

#### (2) 請求の要件審査について

本件住民監査請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

#### (1) 記念式典への県関係者の出席は、違法又は不当なものであったか。

- (2) 記念式典への出席に要する経費を県費により支出したことは、違法又は不当な財務会計行為に当たるか。

## 2 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づく請求人の新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

## 3 監査の対象機関

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 9 日に地域政策局に対する監査を実施した。

知事宛ての案内文書等を確認するとともに、記念式典の内容や出席に係る経費等について説明を聴取した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

### (1) ホロコーストについて

請求人は、ホロコーストはヨーロッパの問題であって、我が国は全く関係ないと主張するが、本県はホロコーストを、平和な国際社会の実現に向けて広く世界で共有すべき歴史的事実であると捉えている。

### (2) 平等原則について

請求人は、敗戦国の虐殺は非難するが、戦勝国の虐殺には何も言わないのは「平等原則」違反であり、違法かつ不当であると主張するが、記念式典は、ホロコースト犠牲者の追悼と若い世代の人々に平和について考える機会を提供することを主旨とする行事であり、副知事が出席することに問題はない。

### (3) 思想及び良心の自由、信教の自由について

請求人は、記念式典への出席が憲法第 19 条及び第 20 条に違反すると主張するが、違反とする根拠が不明であることに加えて、記念館は宗教施設ではなくホロコースト犠牲者の追悼施設であることから、政教分離原則を規定する憲法第 20 条に違反しない。

### (4) 行政の政治的中立について

ホロコーストでは、ユダヤ人のみならずマイノリティや障害をもった人々も犠牲となっており、記念式典は、人種や宗教、民族、身体的特徴などに関係なく、ホロコーストによって犠牲となった全ての人を追悼することを目的に開催されていることから、行政の政治的中立性を侵害するものではない。

### (5) 交通費等の支出について

「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」は、ユダヤ人やマイノリティの人々が殺害されたホロコーストを再確認し、憎悪、敵対感情、人種差別、偏見がもつ危険性を永遠に人々に警告することを目的として国連総会決議で採択されたものであり、国際社会の合意によって制定された記念日に合わせて、ホロコーストの犠牲者を追悼すると

ともに、若い世代の人々に平和について考えを深める機会を提供することは意義があり、副知事が出席し、費用を県費から支出することに問題はない。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係は、次のとおりである。

##### (1) 記念館及び記念式典について

記念館は、子供たちにホロコーストを伝え、平和と人権について考える教育センターとして、1995年（平成7年）に設立された。

令和6年1月26日に同館において記念式典が実施された。この式典は、国連が2005年（平成17年）に総会決議により採択した「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」（1月27日）を記念し、ホロコースト犠牲者の追悼と若い世代に平和について考える機会を提供することを主旨とし、広島県のほか、関係国の大使などが出席した。記念式典は、平成19年から実施されている。

記念式典の主な内容は、地域の中学生による歓迎、中高生による記念館の紹介と案内、追悼式（追悼の祈り、ろうそく点火、献花）、記念の集い（代表者によるスピーチ等）であった。

##### (2) 県関係者の出席について

記念館から知事に対して記念式典への出席依頼があり、日程の都合により副知事による対応となった。

当日は、副知事及び秘書、担当部署である地域政策局の職員2名が出席した。

交通手段として、副知事及び秘書は広島駅までは公用車、広島駅から福山駅までは新幹線、福山駅から現地まではタクシーを利用し、地域政策局職員は県庁から公用車を利用した。支出した県費は、副知事及び秘書について23,290円、地域政策局職員について1,300円、計24,590円であった。

#### 2 判断

以上のような事実関係の確認などにに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

##### (1) ホロコーストについて

請求人は、ホロコーストはヨーロッパの問題で我が国には全く関係ないと主張する。

「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」は、ユダヤ人やマイノリティの人々が殺害されたホロコーストを再確認し、憎悪、敵対感情、人種差別、偏見がもつ危険性を警告することを目的に国連総会で採択されたものであり、我が国に全く関係ないという

ことは適切ではない。

(2) 平等原則について

請求人は、記念式典について憲法第14条第1項に定める「平等原則」違反であると主張する。

憲法第14条第1項は「すべて国民は、法の下に平等であつて」と規定しているが、同条項が国家間にも類推適用されるとし、記念式典に関連して、敗戦国の虐殺は非難するが戦勝国の虐殺には何も言わないのは「平等原則」違反であるとの請求人の主張は、請求人独自の見解に過ぎない。

また、請求人の「戦勝国の犯罪には何も言わないのは不当である」との主張と記念式典への出席及びそれに伴う支出が違法・不当かどうかは別の問題であり、論理的なつながりは認められない。

(3) 思想及び良心の自由、信教の自由について

請求人は、記念式典に県費を費消するのはナチス思想を持つ一部の広島県民の思想及び良心の自由を侵害し違憲であると主張する。

記念式典はホロコースト犠牲者を追悼する行事であり、県民が他の思想や信条を持つことを禁止又は制限するものではなく、思想及び良心の自由を侵害するとは言えない。

また、請求人は、記念式典への出席は信教の自由を保障する憲法第20条に違反する余地があり違憲かつ不当と主張する。

記念式典は宗教行事ではなくホロコースト犠牲者を追悼する行事であり、信教の自由を侵害するとは言えない。

(4) 行政の政治的中立について

請求人は、現在、ユダヤ人がパレスチナ人の虐殺を行っている時期に記念式典を実施するのはユダヤ人によるパレスチナ人へのジェノサイドを隠ぺいするものと主張する。

記念式典は2005年（平成17年）に国連が定めた「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」（1月27日）に合わせて実施されているものであり、これまでも同時期に開催されている。そのため、今回の記念式典が何かを隠ぺいするものとは認められない。

また、請求人は、そもそも記念式典に県が出席した根拠や記念館の設置主旨が不明瞭で、記念式典への県の出席は、憲法第15条第2項に定める行政の政治的中立を侵すと主張する。

記念館は、子供たちにホロコーストを伝え、平和と人権について考える教育センターとして設立されたものである。そして、記念式典は、「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」に合わせて、人種や宗教、民族、身体的特徴などに関係なくホロコーストの犠牲となった全ての人を追悼するとともに、若い世代の人々に平和について考えを深める機会を提供する意義があるものと考えられ、県が出席することが行政の政治的中立を侵害するものとは言えない。

(5) 交通費等の支出について

記念式典への出席に要する経費として、交通費等を県費から支出したが、上記(1)から(4)までで述べたとおり、記念式典への出席は違法・不当ではなく、利用した交通手段も合理的なものであることから、違法又は不当な財務会計行為に当たるものではない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第242条の規定により棄却する。